

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成27年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年9月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あおぞらYOGA
- 3 代表者の氏名  
清水 久幸
- 4 主たる事務所の所在地  
新発田市佐々木1994番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、数千年にわたり伝承されてきたヨガを現代人の生活様式に則したスタイルで総合的に解釈し、ストレスの多い生活環境の中なかでも生き生きと過ごせるよう、ヨガ健康法の実践と瞑想ヨガの学習を通して、ヨガ教室、ヨガトリートに関する事業を行い、人々の体と心の健康の増進に寄与することを目的とする。また国際的な交流、協力活動を推進し、様々な健康法、心身技法を学びあい、助け合う交流を図るなど、海外教育支援事業も行い、多角的な支援を目指すことを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 国際協力の活動
  - (5) 子どもの健全育成を図る活動